**平成２２年（フ）第４０８号**
北海道旭川市末広１条１丁目７番12―406号
債務者　中川　香織
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４１３号**
北海道旭川市末広２条11丁目４番28号
債務者　岩佐美智子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２７１２号**
神奈川県海老名市上今泉６丁目４番５号　サンコーポ103
債務者　狐塚せつこ
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２７４６号**
横浜市鶴見区矢向１丁目７番２―205号
債務者　田辺　和也
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２７８９号**
横浜市中区英町５番地10　英ビル201号室
債務者　米澤　和憲
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９０号**
秋田県仙北市角館町雲然碇192番地１
債務者　伊藤　陽子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第９２号**
秋田県仙北市角館町小勝田中川原126番地85
債務者　戸部　史之
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第２６５５号**
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目９番14号
債務者　宮園　清子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６２８号**
岡山県玉野市玉原２丁目15番27号
債務者　後藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６２９号**
岡山県玉野市玉原２丁目15番27号
債務者　後藤　郁乃
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６３０号**
岡山県玉野市玉原２丁目15番27号
債務者　後藤　恵菜
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６９９６号**
東京都目黒区下目黒１丁目４―７―207
債務者　松林　友紀
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０１９号**
東京都青梅市野上町２丁目15―11
債務者　加藤　伸幸
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０３９号**
東京都足立区東和２丁目20―１
債務者　鈴木　久雄
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０６３号**
東京都北区志茂２丁目22―３―202
債務者　高山泰司こと　高　　泰司
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０７６号**
東京都北区豊島５丁目４―２―207
債務者　平沼　政男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部